

マンション共用部分リフォーム融資（管理組合申込み）の概要

| 保証人 | (公財) マンション管理センター | (公社) 全国市街地再開発協会 (※2) | 左記以外の保証人の場合 (連帯保証人が必要) (※4) |
|------------|------------------|----------------------|--------------------------------|
| 実施する工事の種類等 | | | |
| 返済期間 | 10年以内(※1) | 10年 | 20年 |
| 融資限度額 | 対象となる工事費が上限 | | |
| 担保 | 不要 | | 区分所有者全員の所有する土地・建物に抵当権設定 |
| 火災保険 | 不要 | | 必要 (※3) |

※1 次の①から⑧までのいずれかの工事を行う場合は20年以内とすることができる。

- ① 耐震改修工事、② 機械式駐車場解体工事、③ エレベーター取替又は新設工事、
④ 給排水管取替工事、⑤ アスベスト対策工事、⑥ 玄関又はサッシ取替工事、⑦ 断熱化工事、⑧ 浸水対策工事

※2 避難路沿道等分譲マンションの耐震改修事業（*）が対象

* 住宅・建築物耐震改修等制度要綱（平成21年4月1日付国住市第454号）における住宅・建築物耐震改修等事業のうち避難地・避難路沿道分譲マンションの補助対象要件を満たすもの

※3 抵当権を設定した建物には、機構が定める要件を満たす火災保険（火災共済）を付保する。

※4 申込人（管理組合）が収益事業を行っている場合は含まれない。

（例）申込人（管理組合）がマンションの居住者以外に当該マンションの駐車場を賃貸し、駐車場収入を得ている場合等